

国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明

特例公債法案成立の目途が未だ立たない状況のなか、国立大学法人は、9月以降、各大学の運営の基盤を支える運営費交付金の執行抑制に協力しているところである。

各国立大学においては、法人化以降、運営費交付金は減少の一途を辿るなか、懸命の努力により、運営経費の捻出に努めてきたところである。しかしながら、今回の執行抑制も重なり、そうした努力も限界に達し、資金不足に対処するため、金融機関からの借入を余儀なくされる大学が出始めており、今後、日を追うごとに増えていく見込みである。このように厳しい財政状況が続く国立大学の経営にとって、金融機関からの借入による新たな金利返済は、大きな負担となりかねない。

国立大学は、人材育成や研究開発等をもって、国や地域に貢献していることは言うまでもなく、特に地方に所在する大学においては、地域の活性化に中心的役割を担っており、その中で、国立大学の業務が停滞するような事態が生じれば、地域社会へ重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、特例公債法案の取扱いなど運営費交付金の交付に支障を生じさせることがないよう速やかな対応を図るとともに、国立大学が金融機関からの借入を行い発生した金利負担については、適切な措置を講じるよう、強く要請する。

平成24年11月5日
一般社団法人 国立大学協会